

インフルエンザ等の学校感染症にかかった場合は、直ちに学校へ連絡してください。
 医師に「学校感染症証明書」を記入してもらい、登校時に学校へ提出してください。
 学校感染症証明書の用紙（A4版1枚）は、ご家庭でダウンロードして使用してください。

学校感染症の種類及び出席停止期間〔学校保健安全法施行規則第18条・第19条〕

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
特定鳥インフルエンザ		
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の学校感染症は、医師が出席停止が必要と認めるもの (例) 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病 伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎等
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	